

**【改正】（資産に係る控除対象外消費税額等の処理）**

13 令第139条の4第5項《資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入》に規定する資産に係る控除対象外消費税額等の合計額（以下「資産に係る控除対象外消費税額等」という。）については、同条の規定の適用を受け、又は受けないことを選択することができるが、同条の規定の適用を受ける場合には、資産に係る控除対象外消費税額等の全額について同条の規定を適用することになることに留意する。したがって、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について損金経理をしなかった場合には、その損金経理をしなかった資産に係る控除対象外消費税額等については、当該事業年度後の事業年度において同条第4項の規定を適用するのであるから留意する。

(注)1 この取扱いの後段の適用を受ける場合において、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について資産の取得価額に算入したときは、その資産の取得価額に算入した資産に係る控除対象外消費税額等は、当該資産の取得価額から除いて法人税の課税所得金額を計算することに留意する。

2 本文後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合における当該連結事業年度後の事業年度にも適用する。

**【解説】**

- 1 本通達は、資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入制度の適用について明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達13《資産に係る控除対象外消費税額等の処理》では、資産に係る控除対象外消費税額等については、資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入制度（令139の4）の適用を受けるかどうかを選択することができるが、適用を受ける場合には資産に係る控除対象外消費税額等の全額について適用しなければならないこととされ、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部についてこの制度の適用を受けなかった場合には、その適用を受けなかった控除対象外消費税額等については、翌事業年度以後において繰延消費税額等として損金の額に算入することとしていた。
- 3 令和3年改正通達では、インボイス制度導入に伴い、法人が行う取引に係る消費税等の経理処理について、課税仕入れ等の税額がないのに仮払消費税等を計上する経理が行われていた場合における課税所得金額の計算を明らかにする見直しを行った。

具体的には、本通達(注)1で、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について資産の取得価額に算入したときは、その資産の取得価額に算入した資産に係る控除対象外消費税額等は、当該資産の取得価額から除いて法人税の課税所得金額を計算すること等の規定振りの変更を行った。

なお、旧消費税経理通達13では、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部についてこの制度の適用を受けなかった場合とは具体的にどのような場合をい

うのかが明確ではなかったが、法人税法施行令第 139 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けるためには損金経理をすることが要件となっているため、法人が資産に係る控除対象外消費税額等の一部について損金経理をしなかった場合には、その損金経理をしなかった控除対象外消費税額等については、翌事業年度以後において繰延消費税額等として損金の額に算入することとした。いずれにしても、改正前後で実質的な内容の変更はない。